平成２７年（フ）第１７９号
長野市三輪５丁目４番0204号
債務者　風間　史江
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
長野市大字北尾張部819番地１　Ｂ号
債務者　平田　守
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
岐阜市長良海用町２丁目４　長良川荘10号、住民票上の住所岐阜市大蔵台15番７号
債務者　安平　隆志
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４５号
岐阜市上加納山4712番地23
債務者　鬼頭　定
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３５９号
岐阜市大洞西２番１―302号　（市営住宅大洞団地）
債務者　酒井香津子（旧姓藤吉）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
静岡県賀茂郡河津町笹原304番地の３　第５中央マンション401
債務者　鈴木　美帆
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１２６１号
愛知県海部郡蟹江町学戸６丁目181番地　平野ハイツⅡＢ
債務者　松永　美幸
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９８号
名古屋市緑区四本木407番地
債務者　吉田　香奈
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８号
三重県津市上浜町４丁目40番地１
債務者　岸田　弘次
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６９号
三重県津市上浜町４丁目40番地１
債務者　岸田　千帆
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７９号
三重県鈴鹿市平田東町12番８号　アバンハウスⅡ307、前住所三重県鈴鹿市白子２丁目16番６号
債務者　太田　英夫
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３３号
三重県尾鷲市須賀利町281番地３
債務者　川端あきゑ
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第３９３号
兵庫県加古川市東神吉町天下原276番地、従前の住所神戸市中央区海岸通２丁目１番１―705号
債務者　西川　亜美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２２号
兵庫県姫路市香寺町須加院220番地47
債務者　尾上　純子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３７号
兵庫県加古川市平岡町新在家３丁目281番地の２　アクシス東加古川502号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町寺家町362番地の１
債務者　木戸　康子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３０５号
奈良県桜井市大字西之宮285番地の３　101
債務者　柳瀬　桂子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３０７号
奈良市東九条町1013番地の１　リバーサイド宮の森305号
債務者　三浦　敬子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
奈良地方裁判所